| 提供先21   | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会   |
|---|---|
| ①法令上の根拠   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第63項)   |
| ②提供先における用途  | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令に定めるもの   |
| ③提供する情報   | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数   | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲  | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|   | [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線  |
| @######   | [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
| ⑥提供方法<br>   | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙  |
|   | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度  | 照会を受けたら都度   |
| 提供先22   | 国家公務員共済組合   |
| 提供尤22   | 의 사이 있는 지기에 다 다 가 가 가 가 가 가 가 가 가 가 가 가 가 가 가 가 가   |
| ①法令上の根拠   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第65項)   |
|   |   |
| ①法令上の根拠   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第65項)   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第65項)  国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本                       | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第65項)  国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人 大 満 2) 1万人 以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                    | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第65項)  国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第65項)  国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                    | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第65項)  国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1、000万人未満 5)1、000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム  [ ] 専用線   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第65項)  国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第65項)  国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1, 000万人未満 4) 100万人以上1, 000万人未満 5) 1, 000万人以上  申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ |

| 提供先23                  | 国家公務員共済組合連合  |
|------------------------|--|
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第66項)  |
| ②提供先における用途             | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給<br>に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者   |
|                        | [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム   |
| <br>  ⑥提供方法            | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |
| ○徒 <i>民</i> 刀 <i>伍</i> | [ ] フラッシュメモリ [ ]紙  |
|                        | [ ]その他 ( )   |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度  |
| 提供先24                  | 市町村長又は国民健康保険組合   |
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第69項)  |
| ②提供先における用途             | 国民健康法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上                  |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者   |
|                        | [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線   |
| <br>  ⑥提供方法            | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |
| ⊕ik I⊼/J IΔ            | [ ] フラッシュメモリ [ ]紙  |
|                        | [ ]その他 ( )   |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度  |

| 提供先25                  | 厚生労働大臣   |
|------------------------|--|
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第73項)  |
| ②提供先における用途             | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの         |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1, 000万人未満 5) 1、000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者   |
|                        | [ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線   |
| ⑥提供方法                  | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |
|                        | [ ]フラッシュメモリ  |
|                        | [ ]その他 ( )   |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度  |
| 提供先26                  | 市町村長   |
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第75項)  |
| ②提供先における用途             | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する<br>事務であって主務省令で定めるもの              |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢>  |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者   |
|                        | [O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線   |
| <br>  ⑥提供方法            | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |
| SINCINCI IA            | [ ] フラッシュメモリ [ ]紙  |
|                        | [ ]その他 ( )   |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度  |

| 提供先27                  | 住宅地区改良法第2条2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長   |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第76項)   |
| ②提供先における用途             | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの         |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|                        | [ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線  |
| <br>  ⑥提供方法            | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
| ⊕ JE JX7J JA           | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙  |
|                        | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度   |
| 提供先28                  | 都道府県知事等   |
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第81項)   |
| ②提供先における用途             | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|                        | [ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線  |
| <br>  ⑥提供方法            | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
| WIE IT/J IA            | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙  |
|                        | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度   |

| 提供先29                  | 地方公務員共済組合  |
|------------------------|--|
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第83項)  |
| ②提供先における用途             | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1, 000万人未満 5) 1、000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者   |
|                        | [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線   |
| <br>  ⑥提供方法            | [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |
| © IE IN 71 /A          | [ ] フラッシュメモリ [ ]紙  |
|                        | [ ]その他 ( )   |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度  |
| 提供先30                  | 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会  |
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第84項)  |
| ②提供先における用途             | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付<br>の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの       |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢>  |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者   |
|                        | [ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線   |
| <br>  ⑥提供方法            | [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |
| WIE IT / J IA          | [ ] フラッシュメモリ [ ]紙  |
|                        | [ ]その他 ( )   |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度  |

| 提供先31  | 市町村長   |
|--|--|
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第86項)  |
| ②提供先における用途   | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報  | 住民税関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲   | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者   |
|  | [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線   |
| <br>  ⑥提供方法  | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |
|  | [ ] フラッシュメモリ [ ]紙  |
|  | [ ]その他 ( )   |
| ⑦時期·頻度   | 照会を受けたら都度  |
|  |  |
| 提供先32  | 市町村長   |
| <b>提供先32</b><br>①法令上の根拠  | 市町村長<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第87項)  |
|  |  |
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第87項)<br>老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>住民税関係情報  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第87項)  老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本                      | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第87項)  老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数  ⑤提供する情報の対象となる本   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第87項)  老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第87項)  老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1、000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者                     |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数  ⑤提供する情報の対象となる本   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第87項)  老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  【 2選択肢>  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第87項)  老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1、000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム |

| 提供先33   | 都道府県知事  |
|---|---|
| ①法令上の根拠   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第88項)   |
| ②提供先における用途  | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報   | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数   | <選択肢>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲  | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|   | [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線  |
| ⑥提供方法   | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
|   | [ ] 知   |
|   | [ ]その他 ( )  |
| (7)時期·頻度  | MA A TO LLA S MICE  |
| 少时期 頭皮  | 照会を受けたら都度<br>   |
| 提供先34   | 照会を受けたら都度<br>都道府県知事又は市町村長   |
| S 111 2112  |   |
| 提供先34   | 都道府県知事又は市町村長  |
| 提供先34<br>①法令上の根拠  | 都道府県知事又は市町村長<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第89項)<br>母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便<br>宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>住民税関係情報  |
| 提供先34<br>①法令上の根拠<br>②提供先における用途  | 都道府県知事又は市町村長 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第89項) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満   |
| 提供先34 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本                       | 都道府県知事又は市町村長 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第89項) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報    (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満  |
| 提供先34 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                    | 都道府県知事又は市町村長 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第89項) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報    (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1、000万人以上   |
| 提供先34 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 都道府県知事又は市町村長 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第89項) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  【  |
| 提供先34 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                    | 都道府県知事又は市町村長 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第89項) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1、000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線                                |
| 提供先34 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 都道府県知事又は市町村長 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第89項) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1、000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |

| 提供先35                  | 都道府県知事等   |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第90項)   |
| ②提供先における用途             | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                     |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|                        | [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線  |
| <br>  ⑥提供方法            | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
| OIR IN JIA             | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙  |
|                        | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度   |
| 提供先36                  | 厚生労働大臣又は都道府県知事  |
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第91項)   |
| ②提供先における用途             | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で<br>定めるもの                        |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|                        | [ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線  |
| 。<br>⑥提供方法             | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
|                        | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙  |
|                        | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度   |

| 提供先37                  | 都道府県知事等   |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第92項)   |
| ②提供先における用途             | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律<br>第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上               |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|                        | [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線  |
| ⑥提供方法                  | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
| <b>◎旋跃</b> 刀及          | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙  |
|                        | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度   |
| 提供先38                  | 市町村長  |
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第96項)   |
| ②提供先における用途             | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|                        | [O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線  |
| <br>  ⑥提供方法            | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
| SICINI IM              | [ ] ブラッシュメモリ [ ] 紙  |
|                        | [ ]その他 ( )  |
| <br>  ⑦時期・頻度           | <br>  照会を受けたら都度   |

| 提供先39                  | 厚生労働大臣又は都道府県知事  |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第98項)   |
| ②提供先における用途             | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの        |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|                        | [〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線  |
| <br>  ⑥提供方法            | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
| <b>◎旋炔</b> 刀冱          | [ ] フラッシュメモリ [ ]紙   |
|                        | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度   |
| 提供先40                  | 市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)  |
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第106項)  |
| ②提供先における用途             | <br>児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                  |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|                        | [O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線  |
| <br>  ⑥提供方法            | [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
| ○1度 大刀 仏               | [ ] フラッシュメモリ [ ]紙   |
|                        | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度   |

| 提供先41  | 市町村長  |
|--|---|
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第108項)  |
| ②提供先における用途   | 災害用慰金の支給に関する法律による災害用慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報  | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲   | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|  | [ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線  |
| <br>  ⑥提供方法  | [  ]電子メール   |
| 9 使快力法   | [ ] フラッシュメモリ [ ]紙   |
|  | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度   | 照会を受けたら都度   |
|  |   |
| 提供先42  | 後期高齢者医療広域連合   |
| <b>提供先42</b><br>①法令上の根拠  | 後期高齢者医療広域連合<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第115項)   |
|  |   |
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第115項)<br>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であっ   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第115項) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本                      | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第115項) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本    | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第115項) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第115項) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1、000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者                              |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本    | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第115項) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1、000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第115項) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報   |

| 提供先43   | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道<br>府県知事又は市町村長  |
|---|---|
| ①法令上の根拠   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第124項)  |
| ②提供先における用途  | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令に定めるもの  |
| ③提供する情報   | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数   | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲  | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|   | [ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線  |
| <br>  ⑥提供方法   | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
| ()提供 <b>分</b> 法   | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙  |
|   | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期・頻度  | 照会を受けたら都度   |
|   |   |
| 提供先44   | 都道府県知事等   |
| 提供先44<br>①法令上の根拠  | 都道府県知事等<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第125項)   |
|   |   |
| ①法令上の根拠   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第125項) 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第125項) 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本                       | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第125項) 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報    (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                    | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第125項) 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報    (選択肢>   1) 1万人未満   2) 1万人以上100万人未満   3) 10万人以上100万人未満   4) 100万人以上100万人未満   5) 1、000万人以上   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数  ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第125項) 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報    (選択肢>   1) 1万人未満   2) 1万人以上100万人未満   3) 10万人以上100万人未満   4) 100万人以上100万人未満   5) 1、000万人以上   100万人以上   100万人以上 |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                    | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第125項) 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1、000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数  ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第125項) 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1、000万人以上100万人未満 5) 1、000万人以上 中告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |

| 提供先45                  | 厚生労働大臣   |
|------------------------|--|
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第129項)   |
| ②提供先における用途             | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が<br>支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上              |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者   |
|                        | [ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線   |
| ⑥提供方法                  | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |
| 9 提供方法                 | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙   |
|                        | [ ]その他 ( )   |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度  |
| 提供先46                  | 平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に<br>規定する指定基金                               |
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第130項)   |
| ②提供先における用途             | 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                       |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上              |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者   |
|                        | [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線   |
| <br>  ⑥提供方法            | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |
| SIE IN JIA             | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙   |
|                        | [ ]その他 ( )   |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度  |

| 提供先47                  | 市町村長  |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第132項)  |
| ②提供先における用途             | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                           |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1、000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|                        | [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線  |
| 6提供方法                  | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
| © IZE IX 7 J IZ        | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙  |
|                        | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度   |
| 提供先48                  | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長   |
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第137項)  |
| ②提供先における用途             | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                  |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|                        | [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線  |
| 6提供方法                  | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
| ○徒 <i>庆</i> 刀 <i>及</i> | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙  |
|                        | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度   |

| 提供先49                  | 厚生労働大臣   |
|------------------------|--|
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第138項)   |
| ②提供先における用途             | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢>  |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者   |
|                        | [ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線   |
| @#####                 | [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |
| ⑥提供方法<br>              | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙   |
|                        | [ ]その他 ( )   |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度  |
| 提供先50                  | 独立行政法人農業者年金基金  |
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第140項)   |
| ②提供先における用途             | 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上  |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者   |
|                        | [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線   |
| ⑥提供方法                  | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |
| WIE KIJIA              | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙   |
|                        | [ ]その他 ( )   |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度  |

| 提供先51  | 独立行政法人日本学生支援機構   |
|--|--|
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第141項)   |
| ②提供先における用途   | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報  | 住民税関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上  |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲   | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者   |
|  | [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線   |
| <br>  ⑥提供方法  | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |
| 砂旋拱方法  | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙   |
|  | [ ]その他 ( )   |
| ⑦時期·頻度   | 照会を受けたら都度  |
|  |  |
| 提供先52  | 厚生労働大臣   |
| <b>提供先52</b><br>①法令上の根拠  | 厚生労働大臣<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第142項)   |
|  |  |
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第142項)<br>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であっ  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第142項)<br>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>住民税関係情報<br><選択肢><br>1) 1万人未満   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本                      | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第142項) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本    | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第142項) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1、000万人以上   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第142項) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  【選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1、000万人未満 5)1、000万人以上   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本    | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第142項) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1、000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第142項) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  【 10万人以上100万人未満 2 1万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 4 100万人以上100万人未満 4 100万人以上100万人未満 5 1、000万人以上上 000万人以上 000万人未満 5 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 |

| 提供先53                  | 都道府県知事又は市町村長  |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第144項)  |
| ②提供先における用途             | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの                                 |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上                          |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|                        | [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線  |
| <br>  ⑥提供方法            | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
| <b>◎旋跃</b> 刀及          | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙  |
|                        | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度                 | に<br>照会を受けたら都度  |
| 提供先54                  | 総務大臣  |
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第147項)  |
| ②提供先における用途             | 国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令に<br>定めるもの |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢>   |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|                        | [ <b>O</b> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線   |
| <br>  ⑥提供方法            | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
| ©IE IX 7 J IA          | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙  |
|                        | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度   |

| 提供先55  | 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会  |
|--|---|
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第151項)  |
| ②提供先における用途   | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報  | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1, 000万人未満 5) 1、000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲   | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|  | [ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線  |
| <br>  ⑥提供方法  | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
| © IE IN 71 /A  | [ ] フラッシュメモリ [ ]紙   |
|  | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度   | 照会を受けたら都度   |
|  |   |
| 提供先56  | 厚生労働大臣  |
| 提供先56<br>①法令上の根拠   | 厚生労働大臣<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第152項)  |
| 222  |   |
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第152項)<br>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する<br>事務であって主務省令で定めるもの<br>住民税関係情報  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第152項)<br>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する<br>事務であって主務省令で定めるもの<br>住民税関係情報<br><選択肢><br>1) 1万人未満   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本                      | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第152項)<br>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する<br>事務であって主務省令で定めるもの<br>住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本    | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第152項) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報   (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1、000万人以上   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第152項) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1、000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本    | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第152項) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1、000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線               |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第152項) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1、000万人以上1,000万人未満 5) 1、000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム |

| 提供先57                  | 市町村長  |
|------------------------|---|
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第155項)  |
| ②提供先における用途             | 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための<br>施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの                                     |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1、000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
| ⑥提供方法                  | [ O] 情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモリ       [ ]紙         [ ]その他 ( )       ) |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度   |
| 提供先58                  | 厚生労働大臣  |
| ①法令上の根拠                | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第156項)  |
| ②提供先における用途             | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務<br>省令で定めるもの   |
| ③提供する情報                | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲 | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|                        | [ 〇 ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線  |
| ⑥提供方法                  | [  ]電子メール   |
|                        | [ ] フラッシュメモリ [ ]紙   |
|                        | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度                 | 照会を受けたら都度   |

| 提供先59  | 都道府県知事   |  |  |
|--|--|--|--|
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2   | 2条の表(第15   | 8項)  |
| ②提供先における用途   | 難病の患者に対する医療等に関する法律に<br>の   | こよる特定医療  | 費の支給に関する事務であって主務省令で定めるも  |
| ③提供する情報  | 住民税関係情報  |  |  |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]  |  | ·<br>  |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲   | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課程  | 说対象者   |  |
|  | [ 〇 ]情報提供ネットワークシステム  | [  | ]専用線   |
| ⑥提供方法  | [ ]電子メール   | [  | ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |
|  | [ ] フラッシュメモリ   | [  | ] 紙  |
|  | [ ]その他 (   |  | )  |
| ⑦時期·頻度   | 照会を受けたら都度  |  |  |
|  |  |  |  |
| 提供先60  | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施<br>定公的給付の支給を実施する行政機関の   |  | 金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特  |
| 提供先60<br>①法令上の根拠   |  | 長等   |  |
|  | 定公的給付の支給を実施する行政機関の<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2   | 長等 2条の表(第16 のための預貯:  | O項)<br>金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の   |
| ①法令上の根拠  | 定公的給付の支給を実施する行政機関の会番号法第19条第8号に基づく主務省令第2公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施  | 長等<br>2条の表(第16<br>のための預貯:<br>理に関する事  | O項)<br>金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途   | 定公的給付の支給を実施する行政機関の<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2<br>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施<br>支給を実施するための基礎とする情報の管<br>住民税関係情報   | 長等<br>2条の表(第16<br>のための預貯等<br>で関する事<br>(選択肢 > 1)1万人以<br>3)10万人以                                       | 0項)<br>金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の<br>務であって主務省令で定めるもの<br>高<br>-10万人未満<br>上10万人未満<br>以上1、000万人未満                |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本                      | 定公的給付の支給を実施する行政機関の会番号法第19条第8号に基づく主務省令第2公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施支給を実施するための基礎とする情報の管住民税関係情報  [ 10万人以上100万人未満 ]   | 長等<br>2条の表(第16<br>のための預貯:<br>理に関する事<br><選択肢><br>1)1万人人以<br>2)1万人人以<br>3)100万人以<br>5)1、000万人          | 0項)<br>金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の<br>務であって主務省令で定めるもの<br>高<br>-10万人未満<br>上10万人未満<br>以上1、000万人未満                |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                   | 定公的給付の支給を実施する行政機関の会番号法第19条第8号に基づく主務省令第2公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施支給を実施するための基礎とする情報の管住民税関係情報  [ 10万人以上100万人未満 ]   | 長等<br>2条の表(第16<br>のための預貯:<br>理に関する事<br><選択肢><br>1)1万人人以<br>2)1万人人以<br>3)100万人以<br>5)1、000万人          | 0項)<br>金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の<br>務であって主務省令で定めるもの<br>高<br>-10万人未満<br>上10万人未満<br>以上1、000万人未満                |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 定公的給付の支給を実施する行政機関の会番号法第19条第8号に基づく主務省令第2公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施支給を実施するための基礎とする情報の管住民税関係情報  [ 10万人以上100万人未満 ]  申告者とその被扶養者及び市外在住の課程                            | 長等<br>②条の表(第16<br>のための預貯:<br>理に関する事<br><選択肢><br>1)1万人人以<br>2)1万人人以以<br>4)100万人以<br>5)1、000万人<br>労対象者 | 0項)<br>金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の<br>務であって主務省令で定めるもの<br>高<br>-10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満<br>人以上        |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                   | 定公的給付の支給を実施する行政機関の会番号法第19条第8号に基づく主務省令第2公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施支給を実施するための基礎とする情報の管住民税関係情報  [ 10万人以上100万人未満 ]  申告者とその被扶養者及び市外在住の課程 [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム       | 長等 2条の表(第16 のための預貯: 理に関する事    (選択肢   大人以以   大人以以   大人以以   大人以以   大人以以   大人   大人                      | 0項) 金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の務であって主務省令で定めるもの  ち 10万人未満 上100万人未満 人以上  ] 専用線                                   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 定公的給付の支給を実施する行政機関の会番号法第19条第8号に基づく主務省令第2公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施支給を実施するための基礎とする情報の管住民税関係情報  「10万人以上100万人未満」  申告者とその被扶養者及び市外在住の課程  「〇]情報提供ネットワークシステム  「 ]電子メール | 長等 2条の表(第16 のための預貯等 理に関する事    (表現  | 0項) 金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の務であって主務省令で定めるもの  ちこ10万人未満 上100万人未満 人上1、000万人未満 人以上  ]専用線  ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |

| 提供先61  | 都道府県知事等   |
|--|---|
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第161項)  |
| ②提供先における用途   | 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報  | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲   | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|  | [ <b>O</b> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線   |
| <br> <br>  ⑥提供方法   | <br>  [ ] 電子メール   |
| ●徒供力法  | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙  |
|  | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度   | 照会を受けたら都度   |
|  |   |
| 提供先62  | 都道府県知事又は市町村長  |
| <b>提供先62</b><br>①法令上の根拠  | 都道府県知事又は市町村長<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第163項)  |
|  |   |
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第163項)  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第163項) 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本                        | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第163項) 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                     | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第163項) 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数  ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第163項) 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1、000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者                           |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                     | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第163項) 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム  [ ] 専用線 |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数  ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第163項) 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  - (選択肢>   |

| 提供先63  | 都道府県知事   |
|--|--|
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第164項)   |
| ②提供先における用途   | 「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症<br>化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報  | 住民税関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上  |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲   | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者   |
|  | [ <b>○</b> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線  |
| <br> <br>  ⑥提供方法   | <br>  [ ] 電子メール  |
| SIEDOTIA   | [ ]フラッシュメモリ [ ]紙   |
|  | [ ]その他 ( )   |
| ⑦時期·頻度   | 照会を受けたら都度  |
|  |  |
| 提供先64  | 都道府県知事   |
| 提供先64<br>①法令上の根拠   | 都道府県知事<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第165項)   |
|  |  |
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第165項)<br>「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第165項) 「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本                      | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第165項)  「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第165項)  「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第165項)  「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1、000万人未満 5)1、000万人以上   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第165項)  「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  [〇]情報提供ネットワークシステム  []専用線   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第165項)  「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上  申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |

| 提供先65  | 都道府県知事   |   |   |
|--|--|---|---|
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2   | 条の表(第16   | 6項)   |
| ②提供先における用途   | 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業にた<br>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実  |   | ん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく<br>務であって主務省令で定めるもの  |
| ③提供する情報  | 住民税関係情報  |   |   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]  |   | -<br>10万人未満<br>上100万人未満<br>J上1、000万人未満  |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲   | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税  | 的教者   |   |
|  | [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム   | [   | ]専用線  |
| ⑥提供方法  | [ ]電子メール   | ]   | ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
|  | [ ] フラッシュメモリ   | [   | ] 紙   |
|  | [ ]その他 (   |   | )   |
| ⑦時期·頻度   | 照会を受けたら都度  |   |   |
|  |  |   |   |
| 提供先66  | 文部科学大臣   |   |   |
| <b>提供先66</b><br>①法令上の根拠  | 文部科学大臣<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2:  | 条の表(第16   | 7項)   |
|  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2   | 手修学支援事業   |   |
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2:<br>国の設置する高等学校等に係る高等学校等   | 手修学支援事業<br>事務であって   |   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2<br>国の設置する高等学校等に係る高等学校等高等学校等学び直し支援金の支給に関する<br>住民税関係情報  | 手修学支援事業<br>事務であって<br><選択肢><br>1)1万人未満<br>2)1万人以上<br>3)10万人以                                 | 集費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する<br>主務省令で定めるもの<br>場<br>こ10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満             |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本                      | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2<br>国の設置する高等学校等に係る高等学校等高等学校等学び直し支援金の支給に関する<br>住民税関係情報  | を (選択肢 ) (選択肢 ) 1万人未記 (2) 1万人以上 (3) 10万人以 (4) 100万人以 (5) 1、000万人                            | 集費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する<br>主務省令で定めるもの<br>場<br>こ10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満             |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2:<br>国の設置する高等学校等に係る高等学校等高等学校等学び直し支援金の支給に関する<br>住民税関係情報  [ 10万人以上100万人未満 ]  | を (選択肢 ) (選択肢 ) 1万人未記 (2) 1万人以上 (3) 10万人以 (4) 100万人以 (5) 1、000万人                            | 集費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する<br>主務省令で定めるもの<br>場<br>こ10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満             |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2:<br>国の設置する高等学校等に係る高等学校等高等学校等学び直し支援金の支給に関する<br>住民税関係情報  [ 10万人以上100万人未満 ]  申告者とその被扶養者及び市外在住の課税                           | 等修学支援事業<br>事務であって<br>(選択肢)<br>1)1万人よ<br>2)1万人以上<br>3)10万人以<br>4)100万人以<br>5)1、000万人<br>2対象者 | 業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する主務省令で定めるもの<br>5<br>10万人未満<br>上10万人未満<br>以上1、000万人未満                   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第25<br>国の設置する高等学校等に係る高等学校等高等学校等学び直し支援金の支給に関する<br>住民税関係情報  「10万人以上100万人未満 ]  申告者とその被扶養者及び市外在住の課税  「〇 ] 情報提供ネットワークシステム       | を学支援事業<br>事務であって<br>(選択肢><br>1)1万人よよ<br>2)1万人以よ<br>3)10万人以<br>4)100万人以<br>5)1、000万人<br>分対象者 | 集費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する主務省令で定めるもの<br>5<br>10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満<br>人以上           |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第25<br>国の設置する高等学校等に係る高等学校等高等学校等学び直し支援金の支給に関する<br>住民税関係情報  「10万人以上100万人未満」  申告者とその被扶養者及び市外在住の課税  「〇〕情報提供ネットワークシステム 「一」電子メール | 「<br>「<br>「<br>「<br>「<br>「<br>「<br>「<br>「<br>「<br>「<br>「<br>「<br>「                          | 業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する主務省令で定めるもの  10万人未満上100万人未満以上1、000万人未満し以上  ]専用線  ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |

| 提供先67  | 都道府県知事又は都道府県教育委員会   |
|--|---|
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第168項)  |
| ②提供先における用途   | <br>  高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報  | 住民税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上   |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲   | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
|  | [ <b>○</b> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線   |
| <br> <br>  ⑥提供方法   | <br>  [ ] 電子メール   |
| OIR DOTA   | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙  |
|  | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度   | 照会を受けたら都度   |
|  |   |
| 提供先68  | 都道府県知事又は都道府県教育委員会   |
| 提供先68<br>①法令上の根拠   | 都道府県知事又は都道府県教育委員会<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第169項)   |
|  |   |
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第169項)<br>高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のた   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第169項) 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本                        | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第169項) 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                     | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第169項) 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数  ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第169項) 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1、000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                     | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第169項) 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム  [ ] 専用線                               |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数  ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第169項) 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |

| 提供先69  | 都道府県知事又は都道府県教育委員会  |
|--|--|
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第170項)   |
| ②提供先における用途   | 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校<br>等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   |
| ③提供する情報  | 住民税関係情報  |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上  |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲   | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者   |
|  | [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線   |
| <br> <br>  ⑥提供方法   | <br>  [ ] 電子メール  |
| OIR DOTA   | [ ] フラッシュメモリ [ ]紙  |
|  | [ ]その他 ( )   |
| ⑦時期·頻度   | 照会を受けたら都度  |
|  |  |
| 提供先70  | 文部科学大臣   |
| 提供先70<br>①法令上の根拠   | 文部科学大臣<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第171項)   |
|  |  |
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第171項)  国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第171項)  国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本                      | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第171項)  国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第171項)  国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第171項)  国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1、000万人未満 5) 1、000万人以上上  |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第171項)  国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上上1,000万人未満 5) 1,000万人以上   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数  ⑤提供する情報の対象となる本人の | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第171項)  国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 1 中告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線  [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) |

| 提供先71  | 都道府県知事又は都道府県教育委員会  |   |   |     |
|--|--|---|---|-----|
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2   | 2条の表(第17  | 2項)   |     |
| ②提供先における用途   | 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻利学支援金の支給に関する事務であって主教   |   | §学支援)交付要綱に規定する高等学校等専₽<br>もの   | 女科修 |
| ③提供する情報  | 住民税関係情報  |   |   |     |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]  |   | ·<br>_10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満   |     |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲   | 申告者とその被扶養者及び市外在住の課   | 税対象者  |   |     |
|  | [ 〇 ]情報提供ネットワークシステム  | ]   | ]専用線  |     |
| ⑥提供方法  | [ ]電子メール   | ]   | ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |     |
|  | [ ] フラッシュメモリ   | ]   | ]紙  |     |
|  | [ ]その他 (   |   |   | )   |
| ⑦時期・頻度   | 照会を受けたら都度  |   |   |     |
|  |  |   |   |     |
| 提供先72  | 都道府県知事   |   |   |     |
| <b>提供先72</b><br>①法令上の根拠  | 都道府県知事<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2   | 2条の表(第17  | 3項)   |     |
|  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2   | 疾患治療研究  | 3項)<br>事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業   | の実施 |
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2<br>「特定疾患治療研究事業について」の特定  | 疾患治療研究の   |   | の実施 |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2<br>「特定疾患治療研究事業について」の特定に関する事務であって主務省令で定めるも<br>住民税関係情報  | 疾患治療研究<br>の<br><選択肢><br>1)1万人未満<br>2)1万人以」<br>3)10万人以                         | 事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業<br>動<br>こ10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満   | の実施 |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本                      | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2<br>「特定疾患治療研究事業について」の特定に関する事務であって主務省令で定めるも<br>住民税関係情報  | 疾患治療研究<br>の<br><選択肢><br>1)1万人未減<br>2)1万人以<br>3)10万人以<br>4)100万人以<br>5)1、000万人 | 事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業<br>動<br>こ10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満   | の実施 |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2<br>「特定疾患治療研究事業について」の特定に関する事務であって主務省令で定めるも<br>住民税関係情報  | 疾患治療研究<br>の<br><選択肢><br>1)1万人未減<br>2)1万人以<br>3)10万人以<br>4)100万人以<br>5)1、000万人 | 事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業<br>動<br>こ10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満   | の実施 |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2<br>「特定疾患治療研究事業について」の特定に関する事務であって主務省令で定めるも<br>住民税関係情報  [ 10万人以上100万人未満 ]  申告者とその被扶養者及び市外在住の課                     | 疾患治療研究: の  <選択肢> 1) 1万人未記 2) 1万人以以 3) 10万人以 4) 100万人以 5) 1、000万人              | 事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業<br>高<br>-10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満<br>人以上  | の実施 |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2<br>「特定疾患治療研究事業について」の特定に関する事務であって主務省令で定めるも<br>住民税関係情報  「10万人以上100万人未満」  申告者とその被扶養者及び市外在住の課名  「〇」情報提供ネットワークシステム   | 疾患治療研究:<br>の<br><選択肢><br>1)1万人以<br>3)10万人以<br>4)100万人以<br>5)1、000万人<br>税対象者   | 事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業<br>高<br>=10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満<br>人以上  | の実施 |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 「特定疾患治療研究事業について」の特定に関する事務であって主務省令で定めるも住民税関係情報  「10万人以上100万人未満」  申告者とその被扶養者及び市外在住の課2  「〇」情報提供ネットワークシステム 「 」電子メール | 疾患治療研究: (選択肢 > 1) 1万人人未記 2) 1万人人以 3) 10万人人以 5) 1、000万人 税対象者                   | 事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業<br>高<br>こ10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満<br>人以上<br>]専用線<br>]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>]紙 | の実施 |

| 提供先73  | 地方税共同機構   |  |  |   |
|--|---|--|--|---|
| ①法令上の根拠  | 番号法施行規則第3条第1項第5号  |  |  |   |
| ②提供先における用途   | 納税者等から提出された申告書等データの   | )本人確認のた  | め  |   |
| ③提供する情報  | 個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイルE  | 区分(登録、削降   | 余)   |   |
| ④提供する情報の対象となる本<br>人の数  | [ 10万人以上100万人未満 ]   |  | ·<br>_10万人未満<br>上100万人未満<br>↓上1、000万人未満  |   |
| ⑤提供する情報の対象となる本<br>人の範囲   | 柏市に対して電子申告を行った者のうち、村  | 白市にて本人確  | 認を行った者   |   |
|  | [  ]情報提供ネットワークシステム  | ]  | ]専用線   |   |
| <br> <br>  ⑥提供方法   | [ ]電子メール  | ]  | ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |   |
| SIEDOTIA   | [ ] フラッシュメモリ  | ]  | ]紙   |   |
|  | [ <b>O</b> ] その他 (LGWAN   |  |  | ) |
| ⑦時期·頻度   | 随時  |  |  |   |
|  |   |  |  |   |
| 提供先74  | 市町村長  |  |  |   |
| 提供先74<br>①法令上の根拠   | 市町村長<br>地方税法第294条第3項  |  |  |   |
|  |   |  |  |   |
| ①法令上の根拠  | 地方税法第294条第3項  |  | 、氏名等)  |   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途   | 地方税法第294条第3項<br>個人住民税の賦課決定に利用するため   | <選択肢> 1)1万人未流 2)1万人以上 3)10万人以上                         | 5<br>-10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満  |   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本                        | 地方税法第294条第3項<br>個人住民税の賦課決定に利用するため<br>住民登録外課税通知(住民登録外課税をし  | <選択肢> 1)1万人未清 2)1万人以上 3)10万人以 4)100万人以                 | 5<br>-10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満  |   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                     | 地方税法第294条第3項<br>個人住民税の賦課決定に利用するため<br>住民登録外課税通知(住民登録外課税をし<br>[ 10万人以上100万人未満 ]                                 | <選択肢> 1)1万人未清 2)1万人以上 3)10万人以 4)100万人以                 | 5<br>-10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満  |   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数  ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 地方税法第294条第3項<br>個人住民税の賦課決定に利用するため<br>住民登録外課税通知(住民登録外課税をし<br>[ 10万人以上100万人未満 ]<br>住民登録外課税をした者                  | <選択肢> 1) 1万人未清 2) 1万人以上 3) 10万人以 4) 100万人以 5) 1、000万人  | 5<br>- 10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満<br>人以上                                  |   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数                     | 地方税法第294条第3項 個人住民税の賦課決定に利用するため 住民登録外課税通知(住民登録外課税をし  [ 10万人以上100万人未満 ] 住民登録外課税をした者  [ ]情報提供ネットワークシステム          | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上 3) 10万人以上 4) 100万人以 5) 1、000万人 | 5<br>- 10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満<br>人以上                                  |   |
| ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数  ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 地方税法第294条第3項 個人住民税の賦課決定に利用するため 住民登録外課税通知(住民登録外課税をし  [ 10万人以上100万人未満 ] 住民登録外課税をした者  [ ]情報提供ネットワークシステム [ ]電子メール | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上 3) 10万人以 4) 100万人以 5) 1、000万人  | 5<br>10万人未満<br>上100万人未満<br>以上1、000万人未満<br>人以上<br>] 専用線<br>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) | ) |

| 移転先21  | 健康医療部保険年金課  |
|--|---|
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第115項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例  |
| ②移転先における用途   | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③移転する情報  | 住民税関係情報   |
| ④移転する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  |
| ⑤移転する情報の対象となる本<br>人の範囲   | 個人住民税の賦課資料がある対象者  |
|  | [〇]庁内連携システム [ ]専用線  |
| <b>○</b>   | [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  |
| ⑥移転方法<br>  | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙  |
|  | [ ]その他 ( )  |
| ⑦時期·頻度   | 当初賦課又は更正時   |
|  |   |
| 移転先22  | 都市部住宅政策課  |
| 移転先22  | 都市部住宅政策課<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第124項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例  |
|  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第124項)  |
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第124項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例<br>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定め   |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第124項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例<br>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>住民税関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満  |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本                      | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第124項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例<br>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>住民税関係情報  - (選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上  |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本    | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第124項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例<br>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第124項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例<br>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上   |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本    | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第124項) 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報  【   |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第124項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例<br>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 (日) 100万人以上 (日 |

| 移転先23   | 福祉部生活支援課   |
|---|--|
| ①法令上の根拠   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第125項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例   |
| ②移転先における用途  | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に<br>関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③移転する情報   | 住民税関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本<br>人の数   | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  |
| ⑤移転する情報の対象となる本<br>人の範囲  | 個人住民税の賦課資料がある対象者   |
|   | [ 〇 ] 庁内連携システム [ ] 専用線   |
| <br> <br>  ⑥移転方法  | [  ]電子メール  |
| ©19+4/J/A   | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙   |
|   | [ ]その他 ( )   |
| ⑦時期·頻度  | 照会を受けたら都度  |
|   |  |
| 移転先24   | 健康医療部高齢者支援課  |
| 移転先24<br>①法令上の根拠  | 健康医療部高齢者支援課<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第132項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例  |
|   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第132項)   |
| ①法令上の根拠   | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第132項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例<br>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令  |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第132項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例<br>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>住民税関係情報<br><選択肢><br>1) 1万人未満  |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本                       | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第132項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例<br>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令<br>で定めるもの<br>住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満<br>2) 1万人以上100万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上   |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数                    | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第132項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例<br>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令<br>で定めるもの<br>住民税関係情報   |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数  ⑤移転する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第132項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例<br>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令<br>で定めるもの<br>住民税関係情報  - (選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上100万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数                    | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第132項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例  介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 (00万人以上 (00万人从 (00万人以上 (00万人从 (00万人以上 (00万人从 |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数  ⑤移転する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第132項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例<br>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令<br>で定めるもの<br>住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上<br>(個人住民税の賦課資料がある対象者   |

| 移転先25  | 健康医療部保健予防課   |
|--|--|
| ①法令上の根拠                                      | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第137項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例   |
| ②移転先における用途                                   | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事<br>務であって主務省令で定めるもの   |
| ③移転する情報                                      | 住民税関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本<br>人の数                        | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  |
| ⑤移転する情報の対象となる本<br>人の範囲                       | 個人住民税の賦課資料がある対象者   |
| ⑥移転方法  | [ O ] 庁内連携システム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )   |
| ⑦時期·頻度                                       | 照会を受けたら都度  |
|  |  |
| 移転先26  | 福祉部障害福祉課   |
| 移転先26<br>①法令上の根拠                             | 福祉部障害福祉課<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第144項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例   |
|  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第144項)   |
| ①法令上の根拠                                      | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第144項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支  |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途                           | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第144項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>住民税関係情報  <選択肢> 1)1万人未満  |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本    | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第144項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上          |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第144項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの<br>住民税関係情報    (選択肢 > 1) 1万人未満   2) 1万人以上10万人未満   3) 10万人以上100万人未満   4) 100万人以上1,000万人未満   5) 1,000万人以上 |

| 移転先27  | こども部保育運営課  |
|--|--|
| ①法令上の根拠  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第155項)<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例   |
| ②移転先における用途   | 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの  |
| ③移転する情報  | 住民税関係情報  |
| ④移転する情報の対象となる本<br>人の数  | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  |
| ⑤移転する情報の対象となる本<br>人の範囲   | 個人住民税の賦課資料がある対象者   |
|  | [〇]庁内連携システム [ ]専用線   |
| <br> <br>  ⑥移転方法   | [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   |
|  | [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙   |
|  | [ ]その他 ( )   |
| ⑦時期·頻度   | 当初賦課又は更正時  |
|  |  |
| 移転先28  | こども部こども福祉課   |
| 移転先28<br>①法令上の根拠   | こども部こども福祉課<br>柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例   |
|  |  |
| ①法令上の根拠  | 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例   |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途   | 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例  子供の医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの  住民税関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満  |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本                      | 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例  子供の医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの  住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満  |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数                   | 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例  子供の医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの  住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上                                 |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数 | 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例  子供の医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの  住民税関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上 5) 1,000万人以上 個人住民税の賦課資料がある対象者       |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数                   | 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例  子供の医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの  住民税関係情報  【 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上                                 |
| ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数 | 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例  子供の医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの  住民税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  個人住民税の賦課資料がある対象者  [ 〇 ] 庁内連携システム |